

会議の進め方について

事業者の事故報告を有識者の方々により、分析・評価（C:チェック）
→ 課題等を業界団体等へ情報展開・総務省の政策立案へ反映（A:アクション）

重大な事故報告

四半期ごとの事故報告

総務省説明(事前)
+
事業者説明(会議)

事故発生状況の分析

事業者・総務省の実施対策の評価

報告事業者への
フィードバック

業界内共有

課題

課題

技術基準等へ
反映

守秘義務について

開催要綱「別紙 本会議における情報の取扱いについて」の記載事項について寄せられたご質問は以下のとおりです。

Q1. 「構成員は本会議の構成員であることを公表してはならない」とのことだが、所属元ではどの程度まで公表が許容されるのか？

↓

A1. 広く一般の目にさらされるところへ、構成員としての身分を明らかにすることを控えていただければと考えている。

Q2. 所属元に出張先や出張目的を書面で届け出る際、書類に本会議に出席する事実を記載しても問題ないか？

↓

A2. 所属元の事務上必要な手続において、職員に対して構成員であることを明らかにすることは可能である。

なお、これは、所属元の事務書類が所属元における守秘義務の範疇にあり、広く一般の目にさらされないであろうことを前提としている。

Q3. 例えば、所属元の人事書類に、自身が本会議の構成員であることを記載しても問題ないか？

↓

A3. 上記に準じる。

Q4. 例えば、所属元以外の申請書において、自身が本会議の構成員であることを記載することは許されないか？

↓

A4. 申請者の略歴や現況とともに本件がwebサイト上で掲載されることが明らかであれば、控えていただくことを考えている。

Q5. 本会議で知り得た秘密情報を使用しない限りは「電気通信事故」に関連する研究活動を行うことは特に制限されないと理解してよいか？

↓

A5. 本会議で知り得た秘密情報を使用しない限りは何ら制限されない。

スケジュール(案)

毎月定例日(第4週木曜日)に開催
 案件がない場合には、休会とする

内容	時期	平成27年度									平成28年度				備考	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4		
電気通信事故検証会議			▲	▲			▲	▲	▲	▲	▲				▲	案件なし ↓ 休会
事故発生状況公表 (総務省報道発表)					▲											平成26年 度分
重大な事故報告					▲											報告(重大 な事故の発生 後30日以内) の都度
四半期報告			▲ 末			▲ 末				▲ 末				▲ 末		報告期限 は四半期 経過後2 か月

検証会議の年次
報告書まとめ